

流山市送迎保育ステーション運営休止基準

【指標】のいずれかに該当した場合は運営を直ちに休止し、【参考指標】のいずれかに該当した場合は総合的に判断して運営休止の判断を行う。

【指標】

1. 感染

- (1)送迎保育ステーション利用児童が新型コロナウイルスに感染した場合
- (2)送迎保育ステーションの勤務者等が新型コロナウイルスに感染した場合

2. その他の状況

- (1)国から保育施設に係る休園等の要請が出た場合
- (2)国から緊急事態宣言に相当するものが発令され且つ市内新規感染者数の1週間単位の増加比が1.5を上回った場合
- (3)送迎保育ステーションの送迎実施園が休園となった場合
- (4)市が登園自粛要請を行った場合
- (5)その他市長が認める場合

【参考指標】

1. 感染

- (1)送迎実施園の児童が新型コロナウイルスに感染した場合（ステーション利用児童を除く）
- (2)送迎実施園の勤務者等が新型コロナウイルスに感染した場合

2. その他の状況

- (1)送迎保育ステーション利用児童が濃厚接触者となった場合
- (2)送迎保育ステーションの勤務者等が濃厚接触者となった場合
- (3)その他市長が認める場合

【休止期間】

指標の1.感染に該当した場合は原則1週間休止し、その他に該当したときは必要に応じて期間を定めることとする。ただし状況を鑑みて期間を変更できる。

【休止施設】

上記指標に該当した場合、原則は当事業を完全に休止する。

ただし、流山おおたかの森又は南流山どちらかを休止すれば感染拡大防止を図

れると判断した場合は、一方のステーションは通常どおり運営することとする。

附則

この基準は令和2年7月29日から施行する。

附則

この基準は令和3年10月28日から施行する。